

総基料第59号
平成18年3月17日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 高部 豊彦 殿

総務省総合通信基盤局長
須田 和

実際費用方式に基づく平成17年度の接続料等の改定に係る接続約款
変更申請に関し講ずべき措置について（要請）

平成17年12月20日付け諮問第1147号により情報通信審議会に諮問した「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成17年度の接続料等の改定）」について、別紙のとおり答申（平成18年2月28日付け情通審第19号）がされたところである。

これに関して、接続料の原価の算定がより適正かつ明確な方法によるものとなるよう、下記のとおり貴社において適切な措置を講じられたい。

記

貴社においては、新サービスに係る手数料等やシステム化の影響を受ける手数料等の作業時間について適時再計測し、その結果を総務省に報告するとともに、見直しが必要であると認められる場合には、その結果を毎年度の接続料再計算に反映させること。

情 審 通 第 1 9 号

平成18年2月28日

総 務 大 臣

竹 中 平 蔵 殿

情 報 通 信 審 議 会

会 長 庄 山 悦 郎

答 申 書

平成17年12月20日付け諮問第1147号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

(1) 帯域透過端末回線伝送機能（ドライカップ）の接続料について、接続料規則に基づき、補正を行わない原価を用いて算定すること（考え方1）。

(2) ドライカップの稼働回線数についても、他の回線と同様、前年度末における回線数と当年度末における回線数の合計を2で除すことにより算出し、接続料を算定すること（考え方3）。

2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

(1) 公衆電話機能の接続料については、今後とも加入者交換機能の接続料原価より控除されたNTSコストの扱いが関係することになることから、この点について、総務省において整理し、必要に応じて所要の規定の整備を行うこと（考え方7）。

(2) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社においては、新サービスに係る手続費等やシステム化の影響を受ける手続費等の作業時間について適時再計測し、その結果を総務省に報告するとともに、見直しが必要であると認められる場合には、その結果を毎年度の接続料再計算に反映させること（考え方10）。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
(実際費用方式に基づく平成17年度の接続料等の改定)

意見	再意見	考え方
<p>意見1 帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ)の接続料については、総務省の審査結果に賛同する。</p> <p>○ 1. 帯域透過端末回線伝送機能の圧縮記帳相当コストの扱い 帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ)の接続料には、昨年までと同様、施設設置負担金の圧縮記帳相当コストの一部が加算されています。これは、ドライカッパの利用者が多くが新規の利用者であり、施設設置負担金を支払っていないという前提に基づいた措置であり、昨年2月25日の情報通信審議会答申(以下「答申」といいます)のとおり、「施設設置負担金を支払った者がドライカッパの利用に移行するケースが顕在化していた場合には、速やかに解消されるべき、時限的な例外措置であったと理解しております。</p> <p>答申に基づいてNTT東西殿が独自に行われた調査によれば、施設設置負担金を支払った者がドライカッパの利用に移行したケースは東西平均で約58%(平成17年9月末時点)であり、答申で想定されたケースの顕在化は明らかかな状態です。</p> <p>よって、「接続料規則に基づかない算定を行うことに特別の理由は認められないことから、接続料規則第17条の2に基づき算定することが適当である。」との総務省のご判断に賛同いたします。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 帯域透過端末回線伝送機能(ドライカッパ)の接続</p>	<p>再意見1</p> <p>○ ドライカッパ接続料については、初回の意見提出で述べさせていただいた通り、負担金を支払っていないものの割合が約4割(東日本:44.9%、西日本:38.5%)となっており、負担金相当コストのうちその割合に相当する部分を接続料原価に含めることは適切であると考えており、申請どおり認可いただきたいと思います。</p> <p>今回のドライカッパ利用動向調査は、DSL利用回線に対する調査及び電話利用回線に対する調査の2つの調査を行い、それらの結果を加重平均したものです。</p> <p>DSL利用回線に対する調査期間は昨年同様1週間としましたが、これは、調査対象日が特定の曜日に偏らないことや、この調査は当社116担当者による申込時のヒアリングにより実施していることから通常業務稼働に与える影響等を考慮し設定したものです。</p> <p>また、DSL利用回線に対する調査は当社ユーザを対象としましたが、これは、当社において他社ユーザの利用実態を把握する現実的な手段が想定できなかったことによるものです。</p> <p>「NTT東西殿がタイプIIを積極的に販売していなければ当然低い数値が出る」とのご意見についてはその主旨がよく分かりますが、何れにしても当社としては、今回の調査はより実態を反映</p>	<p>考え方1</p> <p>○ NTT東西が実施した調査結果によれば、施設設置負担金を支払った者がドライカッパの利用に移行するケースが平成17年9月末時点で東西平均約58%であり、当該ケースが顕在化していると言える。</p> <p>したがって、平成17年2月25日付け情報通信審議会答申における要望事項のとおり、「接続料規則に基づき補正を行わない原価を用いて接続料を算定」することが適当である。</p>

料については、接続料規則第17条の2に基づき算定をすることが適当であるという総務省の審査結果に賛同します。

昨年度の調査によると、わずか10%であった「施設設置負担金を支払った者がドライカッパの利用に移行したケース」が、本年度は急激に58%まで伸びたという結果より、上記の移行のケースが顕在化しているとする総務省の判断は妥当であると考えます。

(BBテクノロジー)

○ 施設設置負担金相当コストを補正しドライカッパコストに含めて算定するとするNTT東西殿申請を不許可とし、接続料規則第17条の2に基づき算定することが適当とする総務省殿の考えに賛同します。

NTT東西殿申請における算定に用いたADSLの動向調査は、一週間という短い期間で、NTT東西殿のユーザーのみに対する調査を行っており、NTT東西殿がタイプIIを積極的に販売していなければ当然低い数値が出るという点で問題があり、このような調査結果をドライカッパコストに加味することは不適切と考えます。

(日本テレコム)

○ 施設設置負担金のコスト見直しについては、平成16年度の情報通信審議会殿答申において、「施設設置負担金を支払った者がドライカッパの利用に移行するケースが顕在化している場合には、接続料規則に基づき補正を行わない原価を用いて接続料を算定し平成17年度の接続料算定に反映させること。」とされており、NTT東西の独自の調査の結果においても、移行ケースの顕在化を認め補正を行わないこと

できるものとして検討、実施してきたものであり適正であると考えます。

(NTT東日本・NTT西日本)

を適切とした情報通信審議会殿の結論を当社としても支持し、施設設置負担金相当コストを一切補正しない算定を行っていただけるよう要望します。
なお、施設設置負担金相当コストの扱いについては、議論が開始されからすでに2年以上が経過しており、その間において移行ケースが顕在化していることは明らかであり、情報通信審議会殿の見解は当然のことと考えます。

(イー・アクセス)

意見2 ドライカッパ接続料については、申請どおり、施設設置負担金相当コストをドライカッパの接続料原価に含めて算定することが適当。

○ ドライカッパ接続料については、今回の諮問では、施設設置負担金(以下、負担金)相当コストを原価に含めるべきではない旨の審査結果となっておりますが、当社としては、負担金を支払っていないもの割合が約4割(東日本:44.9%、西日本:38.5%)となっていることから、負担金相当コストのうちその割合に相当する部分を接続料原価に含めることは適切であると考え、申請どおり認可いただきたいと思います。

(NTT東日本・NTT西日本)

再意見2

○ 接続料算定における施設設置負担金相当コストの扱いについて、NTT東日本殿およびNTT西日本殿は、負担金を支払っていないものの割合が約4割となっていることから、負担金相当コストのうちその割合に相当する部分を接続料原価に含めるべきであるとの意見を述べています。
しかしながら、先の意見でも述べたとおり、昨年度は、わずか10%であった負担金を支払ったものの割合が、本年度は過半数を超え、急激に増加していることから、施設設置負担金相当コストは、接続料の原価に含めるべきではないと考えます。

この過半数を超える急激な増加は、イー・アクセス殿および KDDI 殿の意見にもあるとおり、平成16年度の情報通信審議会答申に述べられている「ドライカッパの利用に移行するケースの顕在化」に相当すると判断するに十分な状況を示していると考えられます。

従って、接続料規則第17条の2に基づき算定をすることが適当であるという審査結果に賛同い

考え方2

○ 考え方1に同じ。

<p>たします。</p> <p>(BBテクノロジー)</p> <p>○ 左記意見について、反対します。 当社としては、平成17年2月25日の平成16年度接続料等改定に対する情報通信審議会答申(2.(2)NTT東日本及びNTT西日本において、1年後を目的に利用動向について調査を再度行い、その結果、施設設置負担金を支払った者がドライカッパの利用に移行するケースが顕在化していた場合には、接続料規則に基づき補正を行わない原価を用いて接続料を算定し、その結果を平成17年度の接続料再計算に反映させること。(考え方6))の考え方に沿って、当該移行ケースの顕在化を認め「接続料規則第17条の2に基づき算定することが適当である」とした総務省殿のご判断は適切であると考え、支持します。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>再意見3</p> <p>○ 左記ご意見に賛同します。 当社としては、判断基準が明確でないまま、NTT東西の独自判断として回線数の算出方法(前年度末回線数÷当該年度末回線数)÷2)に拠るべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 接続料算定に用いる稼働回線数はこれまで、当該年度の原価と回収額の整合を図るため、年度</p>	<p>考え方3</p> <p>○ 接続料の算定に用いる稼働回線数については、各月の回線数の合計を12で除すことにより、より精緻に算出できる。 しかしながら、従来、当該算出に要する稼働を考慮し、前年度より継続的に提供されている機能については、簡易な算定方法として前年度末と当年度末の合計を2で除すという方法を採用してきたものであることを踏まえれば、「急激な変化」という曖昧な基準により本件についてのみ例外的に取り扱うことは適当でない。 したがって、ドライカッパの稼働回線数につい</p>
<p>意見3 ドライカッパの回線管理運営費の設定に用いる稼働回線数の算定方法を見直すべき。</p> <p>○ NTT東西殿の説明会(平成17年12月27日)において、料金設定に用いる回線数は以下のとおりであるとの説明がなされました。 <料金設定に用いる回線数> 通常:期首と期末の回線数を合算し、2で除す。 今回:平成16年度は年度末頃にドライカッパ回線数の需要が急増したことから例外的に、毎月毎の回線数を合算し、12で除す。 今回の算定には、年度末の回線数の「急増」が与える影響の平準化の目的があると思われませんが、結果として通常の算定方法よりも回線数が低く算出さ</p>	<p>意見3 ドライカッパの回線管理運営費の設定に用いる稼働回線数の算定方法を見直すべき。</p> <p>○ NTT東西殿の説明会(平成17年12月27日)において、料金設定に用いる回線数は以下のとおりであるとの説明がなされました。 <料金設定に用いる回線数> 通常:期首と期末の回線数を合算し、2で除す。 今回:平成16年度は年度末頃にドライカッパ回線数の需要が急増したことから例外的に、毎月毎の回線数を合算し、12で除す。 今回の算定には、年度末の回線数の「急増」が与える影響の平準化の目的があると思われませんが、結果として通常の算定方法よりも回線数が低く算出さ</p>	<p>意見3 ドライカッパの回線管理運営費の設定に用いる稼働回線数の算定方法を見直すべき。</p> <p>○ NTT東西殿の説明会(平成17年12月27日)において、料金設定に用いる回線数は以下のとおりであるとの説明がなされました。 <料金設定に用いる回線数> 通常:期首と期末の回線数を合算し、2で除す。 今回:平成16年度は年度末頃にドライカッパ回線数の需要が急増したことから例外的に、毎月毎の回線数を合算し、12で除す。 今回の算定には、年度末の回線数の「急増」が与える影響の平準化の目的があると思われませんが、結果として通常の算定方法よりも回線数が低く算出さ</p>

ては、他の回線同様、前年度末における回線数と当年度末における回線数の合計を2で除すことにより算出することが適当である。

内の平均的なものとして、基本的には(前年度末回線数+当年度末回線数)÷2により算定しておりますが、年度途中から開始された新規サービスについては、急激な変化を示すものではないことか上記算定方法では平均的なものとならないことから、月稼動を考慮した算定を行っております。

今回のドライカッパについては、年度途中から新規にドライカッパ電話サービスを提供する事業者が現れ、平均的な回線数を算定する上でその影響も大きいことから月稼動を考慮した算定を行ったところとです。(具体的には下表)

当社としては、原価と回収額の整合がより図れるとともに、これまでの接続料算定においても新規サービスについては月稼動を考慮したことから、今回の算定方法は適切であると考えております。

ドライカッパの稼動回線数(NTT東日本)

(単位:千回線)

	稼動回線数
① 月稼動を考慮して毎月の回線数の合計÷12で算出した場合(今回の算定方法)	271
② (前年度末回線数+当年度末回線数)÷2で算出した場合	306
③=②①-1 乖離率	35%

ドライカッパの稼動回線数(NTT西日本)

(単位:千回線)

	稼動回線数
① 月稼動を考慮して毎月の回線数の合計÷12で算出した場合(今回の算定方法)	163
② (前年度末回線数+当年度末回線数)÷2で算出した場合	201
③=②①-1 乖離率	23%

(NTT東日本・NTT西日本)

れます。
 改定後の接続料が適用される平成17年度のドライカッパ回線数は、今般料金算定に用いた回線数よりも大幅に多くなることが予測されます。接続料収入と原価の乖離は、通常の算定方法でもあることですが、回線数が低く、結果として回線単価が高い今回の算定では乖離が更に大きくなります。

当社は、接続料収入と原価が乖離することを直ちに否定するわけではありませんが、具体的な適用基準がないにもかかわらず、ドライカッパの算定方法だけを変更することは不適當と考えます。

よって、本機能の料金設定に用いる回線数については、通常と同じく「期首と期末の回線数を合算し、2で除す」ことが適當と考えます。

(KDDI)

○ 本接続約款改定に関する説明会において、NTT東西殿より下記の説明がございました。

・ 稼動回線数は、前年度末値と当該年度末値の合計の1/2として計算

・ しかし、ドライカッパについては月の稼動を加味している

しかしながら、年度途中での回線数変動はこれまでも発生した事象であり、具体的な基準がないまま、今回に限り特別な処理を行うことは不適當であると考えます。

(ウィルコム)

○ ドライカッパにかかるDSL回線管理機能については、接続約款認可申請に関する説明会において、NTT東西殿より「稼動回線数は前年度末と当該年度末の数値を足して2で割った数値を用いているが、ド

ライカッパは年度途中で急激に増加したことから、月稼働を加味している」旨のご説明がありました。

稼働回線数については従来、回線数把握のための稼働を考慮し、(前年度末回線数+当該年度末回線数)÷2としてきたものと認識しておりますが、具体的な基準がないにもかかわらず、ドライカッパのみ異なる方法にて算定した場合、接続料算定に恣意性が入る余地を残すものと考えます。

したがって、ドライカッパにかかるDSL回線管理機能に用いる稼働回線数についても、(前年度末回線数+当該年度末回線数)÷2として算定すべきと考えます。

(日本テレコム)

○ ドライカッパにかかるDSL回線管理機能については、接続料金改定等の接続約款認可申請に関する説明会(平成17年12月27日開催)において、NTT東西より「稼働回線数には、昨年度までは前年度末と当該年度末の数値を足して2で割った数値を用いていたが、今年度はドライカッパの稼働回線数が急激に増加したことから、月稼働数を加味した回線数を利用している」との説明がなされました。

従来、稼働回線数については、回線数把握のための稼働を考慮し、ある程度の割り切りで、(前年度末回線数+当該年度末回線数)÷2としてきたものと認識しており、具体的な基準がないにもかかわらず、ドライカッパのみ異なる方法にて算定することを認められた場合、接続料算定に恣意性が入る可能性があります。

従って、ドライカッパにかかるDSL回線管理機能に用いる稼働回線数についても、従来通りの考え方を適用し、(前年度末回線数+当該年度末回線数)÷2として算定すべきであると考えます。

(BBテクノロジー)

○ 本接続約款の変更案において、【PHS基地局回線・ドライカッパ・光ファイバ】の回線管理運営費が値上げとなっていますが、料金算定上、以下の問題点があると考えます。

・ドライカッパ回線数の算定方法について

昨年12月27日に開催されたNTT東西の接続料金の説明会において、今年度の回線数の算出については、平成16年度の接続料金に用いた算出方法（(期首+期末回線数)÷2）と異なる算出方法（(月の回線数の累積)÷12）を用いている点が説明されました。しかしながら、変更に係る議論及び検討が行われないうまま、NTT東西独自の判断によって、算出方法の変更が認められることはスキームとして適切ではないと考えますので、今年度の算定方法については、平成16年度の算出方法を継続して使用していただけるよう要望します。

(イー・アクセス)

意見4 回線管理運営費の算定に関わる情報を開示すべき。

○ 単価の大幅な上昇の要因について
下表の＜参考：項目別の回線管理運営費等＞に示したように、ドライカッパ単体の回線管理運営費のみ費用が極端に増加している点は、一方で回線数がドライカッパ同様に大幅に増加している光ファイバの費用が低下しているのと比較しても、その費用算定の内容について疑念を持たざるを得ません。
また、別途NTT東西に確認したところ、ドライカッパの費用増加は主に申込数の増加によるものと説

再意見4

○ 回線管理運営費の単価は、サービス毎に、申込件数等に応じて発生している受付等のSO管理や設備選定にかかると費用、契約者DB管理等にかかると費用を把握し、それぞれの稼働回線数で除して算定しております。
光ファイバ単価が低下している一方でドライカッパ単価が上昇していることについては、ドライカッパは光ファイバに比べ、ドライカッパ電話サービスが本格的に開始されたことに伴い申込件数が急

考え方4

明をうけておりますが、平成16年度レベルの単金となるために、相当数の申込数を想定することは困難と考えます。

したがって、費用の増加を把握するために、コストの内容及び申込処理数などの必要な情報が開示されたうえで、適正性について判断を行うことが必要と考えます。

(イー・アクセス)

増し、それに伴い受付等のSO管理や設備選定等にかかる費用が大幅に増加したことが大きく影響しているものと考えております。

コストの内容については、内訳として「①SO管理(受付等)、DB管理にかかる費用」「②新たに回線設置するための設備選定等にかかる費用」「③電話回線に重畳するための名義確認等にかかる費用」がありますが、それぞれの業務内容は以下のとおりです。

「①SO管理(受付等)、DB管理にかかる費用」
全サービス共通的に発生する回線申込の受付・申込内容確認、オータ投入、工事進捗管理等のSO管理及び、契約者情報のDB管理等の業務

「②新たに回線設置するための設備選定等にかかる費用」

ドライカッパ、光ファイバ、PHS基地局回線で発生する新たに回線設置するための線路番号等の設備選定や進捗管理・開通後処理等の業務

「③電話回線に重畳するための名義確認等にかかる費用」

ラインシエアリングのみで発生する電話と重畳するための名義確認、ISDN回線ではないことや他のDSL契約が重畳していないこと等の提供条件確認等の業務

また、申込件数については以下のとおりです。

回線の申込件数(純増数)(NTT東日本)
(単位:千回線)

	H16年度	H15年度	増減	増減率
電話等(PHS基地局回線を含む)	▲719	▲412	-	-
ラインシェアリング	533	1,269	▲735	▲58%
ドライカッパ	377	44	333	753%
光ファイバ	65	37	27	74%

回線の申込件数(純増数)(NTT西日本)
(単位:千回線)

	H16年度	H15年度	増減	増減率
電話等(PHS基地局回線を含む)	▲669	▲444	-	-
ラインシェアリング	520	1,300	▲780	▲60%
ドライカッパ	278	30	248	838%
光ファイバ	50	25	25	102%

費用内訳①②③の金額及び、純増数等をもとにした稼働回線数については、網使用料算定根拠にサービスごとに記載しております。

(NTT東日本・NTT西日本)

意見5 ドライカッパ及び光ファイバの回線管理運営費におけるNTT東西の拡大の原因がNTT西日本の非効率性であれば早急に改善すべき。

○ NTT東日本とNTT西日本の料金格差の拡大について
 下表の<参考:項目別の回線管理運営費等 > NTT東西料金格差>に示したように、ドライカッパと光ファイバについて、NTT東日本とNTT西日本の間で料金格差が拡大しており、ドライカッパで1.48(平成16年度で1.23)、光ファイバで1.76(平成16年度で1.43)までの差異となっております。

NTT東西は、同一の業務を行っていないながら、この格差まで広がっていることは、費用が高い一方において(今回のケースでは、NTT西日本)、非効率性が存在することを証していると考えますので、早急な改

再意見5

○ イー・アクセス殿の意見に賛同いたします。
 NTT東西は回線管理業務という同一の業務を行っているにもかかわらず、それに関する費用に格差があることは、非効率性が存在し、より効率的な業務が行える可能性を示していると考えます。

そこで、NTT東西には、業務の非効率な箇所を改善し、より効率的な業務を行う努力をしていただくことを要望します。

また、NTT東西の回線管理運営費の差については、その差が生じている要因を、接続料の認可に際してチェックしていただくことが必要であると考

考え方5

○ ドライカッパ及び光ファイバの回線管理運営費についてのNTT東西間の格差が大きいのは、NTT東西の非効率性というよりはむしろ、主としてドライカッパ及び光ファイバの回線管理業務(SO)の処理件数に対する稼働回線数の割合及びSO処理件数当たりの手続費等控除額の割合について、NTT東日本の方がNTT西日本よりも大きいこと等に起因している。

善を要望するとともに適切に業務が行われているかどうかのチェックを行うことが必要と考えます。

<参考：項目別の回線管理運営費等>

	PHS基地局回線		ライオンシェアリング		ドライカッパ		光ファイバ	
	NTT東	NTT西	NTT東	NTT西	NTT東	NTT西	NTT東	NTT西
H17	99円	94円	49円	50円	443円	655円	323円	571円
H16	107円	95円	81円	73円	236円	290円	553円	791円
比較	▲8円	▲1円	▲32円	▲23円	+207円	+365円	▲230円	▲220円
					188%	180%	59%	72%
●回線数								
H17	432,928	354,609	4,025,364	3,429,680	226,728	162,941	107,420	66,470
H16	444,289	387,457	3,124,476	2,519,416	95,705	47,138	56,030	30,989
比較	▲11,461	▲32,848	900,888	910,264	131,023	115,803	51,390	37,481
					237%	346%	190%	221%
●NTT東西料金格差(NTT東日本を1とした場合)								
H17	1	0.95	1	1.02	1	1.48	1	1.76
H16	1	0.88	1	0.90	1	1.23	1	1.43

(イー・アクセス)

えます。

(BBテクノロジー)

○ 東西格差については、接続料原価は東西各々の会計実績をもとに算定されており、サービスごとの競争状況、需要動向、業務運営等が会社間で異なることから、これらの結果として生じているものと考えます。当社としては、効率的な業務運営等に努めております。

なお、ご指摘いただいた数値については、一部確認できないものがありました。当社が申請した接続料や回線数の対前年増減、対前年比、東西格差は以下のとおりです。

光ファイバ回線数の対前年比(NTT東日本)	H17	H16	対前年比
光ファイバ回線数	107,420	56,030	192%

H16PHS基地局回線単金の東西格差(NTT東日本を1とした場合)	NTT東日本	NTT西日本	東西格差
PHS基地局回線単金	107円	95円	0.89

H17光ファイバ単金の東西格差(NTT東日本を1とした場合)	NTT東日本	NTT西日本	東西格差
光ファイバ単金	323円	571円	1.77

ドライカッパ単金の対前年比(NTT西日本)	H17	H16	対前年比
ドライカッパ単金	655円	290円	226%

光ファイバ回線数の対前年増減及び対前年比(NTT西日本)	H17	H16	対前年増減	対前年比
光ファイバ回線数	66,470	30,989	35,481	214%

H16PHS基地局回線単金の東西格差(NTT東日本を1とした場合)	NTT東日本	NTT西日本	東西格差
PHS基地局回線単金	107円	95円	0.89

H17光ファイバ単金の東西格差(NTT東日本を1とした場合)	NTT東日本	NTT西日本	東西格差
光ファイバ単金	323円	571円	1.77

(NTT東日本・NTT西日本)

意見6 データ伝送機能の接続料が上昇した理由を説明すべき。

○ データ伝送機能の端末系交換機能・中継系交換機能のレートベースの上昇率は、回線数の上昇率を大幅に上回っており、NTT東西殿には、その理由のご説明と、情報のご提供をいただきたいと考えます。

(日本テレコム)

再意見6

○ レートベースは会計上の資産額をもとに算定しており、投資の水準・時期等により変動するものです。回線数については、利用者ニーズの変化や競争等により変動するものであることから、両者は必ずしも同様の動きにはならないと考えしております。

今回のデータ伝送機能(メガデータネット)におけるレートベースの増加は、需要増加や提供エリアの拡大に伴うATM設備の新規取得があることや、本機能の回線数が増加する一方で、同様のATM設備を使用している通信路設定伝送機能の回線数が大幅に減少しており、本機能への資産の帰属額が増加していることから、結果的に回線数の増加を上回っているものと考えしております。

なお、データ伝送機能及び通信路設定伝送機能トータルATM装置でみた場合、レートベースの増加が回線数の増加を上回るということは大幅に解消されます。

レートベース及び回線数の対前年比較

(単位:レートベースは百万円、回線数は回線)

端末系	HI7接続料	HI6接続料	増減率
レートベース	4,880	2,983	64%
交換設備	420,188	284,254	48%
中継系	HI7接続料	HI6接続料	増減率
レートベース	2,199	1,018	116%
交換設備	381,822	249,006	53%

データ伝送機能+通信路設定伝送機能

端末系	HI7接続料	HI6接続料	増減率
レートベース	17,203	17,460	▲1%
交換設備	57,194	45,665	25%
中継系	HI7接続料	HI6接続料	増減率
レートベース	5,793	5,553	4%
交換設備	956,739	987,722	▲3%

※ データ伝送端末系交換設備の回線数は、速度換算係数加味前にして加算

(NTT東日本)

考え方6

○ レートベースは会計上の資産額をもとに算定しており、投資の水準・時期等により変動するものですが、回線数については、利用者ニーズの変化や競争等により変動するものであることから、両者は必ずしも同様の動きにはならないと考えております。

データ伝送機能(メガデータネット)においては、需要増加や提供エリアの拡大に伴うATM設備の新規取得がありますが、回線数とレートベースの上昇率に大幅な乖離は見られません。

レートベース及び回線数の対前年比較
(単位:レートベースは百万円、回線数は回線)

データ伝送機能		H17接続料	H16接続料	増減率
端末系	レートベース	5,013	3,272	53%
交換設備	回線数	339,417	215,010	58%
中継系	レートベース	1,015	602	69%
交換設備	回線数	310,546	189,930	64%

(NTT西日本)

意見7 公衆電話発信機能の接続料については議論が必要。

○ 公衆電話発信機能の接続料は、今年度も又、NTT東西殿ともに大幅な値上げとなっております。NTT東西殿は事業計画で公表された設置台数の削減等、費用削減に努力されているものとは理解しておりますが、接続料の上昇傾向は止められず、一方ではユニバーサルサービス基金の導入も予定されているところと見えます。今後は、NTT東西殿の収支改善計画の公表と意見募集等、本件に特化した審議会でのご議論等を行っていただくことが必要であると考えます。

(KDDI)

○ 公衆電話については、NTSコスト分を除いても、大

再意見7

○ KDDI 株式会社殿及び日本テレコム株式会社殿の意見に賛同致します。

接続料上昇の問題に加え、ユニバーサルサービス基金への事業者の拠出の可能性が高まっていることを考慮すると、NTT東・西殿は、第一種公衆電話の台数削減及びコスト削減などを含む抜本的な収支改善計画の公表を行うべきであると考えます。また、その上で、情報通信審議会等において、将来的な公衆電話の在り方も含め、幅広くオープンに議論すべきと考えます。

(ポードフォン)

考え方7

○ 公衆電話については、今後、移動電話の普及等で更に需要が減少すると見込まれることから、NTT東西は、ユニバーサルサービス基金の在り方に関する情報通信審議会答申(平成17年10月25日)も踏まえ、市場実態や社会的コンセンサスを踏まえた必要性の検証を行い、コスト削減に向けた更なる努力をすべきである。

また、公衆電話機能の接続料については、今後とも加入者交換機能の接続料原価より控除されたNTSコストの扱いが関係することになることから、この点について、総務省において整理し、必要に応じて所要の規定の整備を行うことが適当である。

幅な値上げとなっております。トラヒック減少という背景は理解できるものの、その環境変化に応じた事業見直し・効率化が必要と考えます。特に、第一種公衆電話については、来年度よりユニバーサルサービス基金による補助が行われる見込みであり、抜本的な経営改善計画がないままユーザー料金には手をつけず「取れるところから取る」方式での接続料値上げは認められるべきではないと考えます。

NTT東西殿には、早急にコスト削減・台数削減・有効活用等の抜本的な経営改善計画の提示を要望いたします。

(日本テレコム)

○ 公衆電話機能の接続料については、過去数年間値上げ傾向が続いており、今回の申請においても、(NTSコストの付替えによる増分費用を除いたとしても)NTT東日本殿においてアナログ公衆電話発信機能で約3%、ディジタル公衆電話発信機能で約18%、NTT西日本殿においてアナログ公衆電話発信機能で約9%、ディジタル公衆電話発信機能で約28%と、大幅な値上げとなっております。

NTT東・西殿におかれましては、需要の減少に見合う大幅なコスト削減に向けた更なる努力を今後推し進めて頂くよう改めて要望します。

(ボーダフォン)

○ 公衆電話については、携帯電話へのシフト等によるトラヒック減が継続していることから、これまで委託手数料の見直し、各種委託費の削減、ご利用の少ない公衆電話の廃止及び平成17年度にはICカード公衆電話の磁気カード公衆電話への一本化等によりコスト削減に努めてまいりましたが、トラヒック減をカバーするまでには至らず、結果的に接続料が上昇しているものと考えております。(また、今回申請した接続料は、新たにNTSコストを原価に加算したことから、その分料金水準が上昇しております。)

このような状況を踏まえて、今後も引き続き、各種委託費の削減やご利用の少ない公衆電話の廃止を進める等の継続的なコスト削減等に取り組んでいく考えです。

なお、ユニバーサルサービス基金の補填対象となる第一種公衆電話につきましては、情報通信審議会答申(H17.10.25)を踏まえ、赤字額の抑制のために一層のコスト削減に努めるとともに、利用実態から見た設置の必要性について検討していきます。

NTSコストについては、今年度より加入者交換機能の接続料原価から除かれることとなりましたが、公衆電話から発信された通信はNTS設備を使用していることから、公衆電話機能の接続料原価に含めて回収する必要があるため、今回は接続料規則3条に基づく許可申請を実施して公衆電話機能の原価に加算したところであります。今後についても同様の算定を行っていく必要があることから、当社としましては、省令においてその旨規定していただくことを要望します。

(NTT東日本・NTT西日本)

意見8 接続料の原価に貸倒額を算入すべき。

○ 現在の接続料原価には、貸倒額は含まないこととされており、昨今の市場ニーズの急激な変化、競争の激化等により、接続事業者が経営破綻して接続料が回収不能となる事例が発生していることから、今後については接続料の原価に貸倒額を含めることが出来るようルール改正して頂くことを要望します。
(NTT東日本・NTT西日本)

再意見8

○ 東日本電信電話株式会社殿、西日本株式会社殿から、「接続料が回収不能となる事例が発生していることから、接続料の原価に貸倒額を含めることが出来るようルール改正するべき」という意見が提出されています。
しかし、本件については一昨年に既に、接続事業者の経営破綻時等における期限の利益の喪失に係る規定や接続・工事・手続き等の停止の規定等について整備を図るべく接続約款の変更が行われており、新たなルール改正は不要であると考
え
ます。
(KDDI)

○ 接続事業者が経営破綻等により接続料が回収不能となった場合のリスク低減については、平成16年6月の接続約款の変更において、接続事業者の経営破綻時等における期限の利益の喪失に係る規定や接続・工事・手続き等の停止の規定等の整備が行われており、既に担保されているものと認識しております。
従って、ルール改正を行うことは不要であると考
え
ます。
(BBテクノロジー)

○ 接続事業者の経営破綻等により接続料が回収不能となるリスク低減については、平成16年6月の接続約款変更において、接続事業者の経営破綻時等における期限の利益の喪失に係る規定や接続・工事・手続き等の停止の規定等が整備され、すでに担保されているものと認識しておりま
す。したがって、更なるルール化は不要と考
え
ま
す。

考え方8

○ 現行規定上、接続料原価に貸倒額を算入でき
ることとはなっており、例えば端末回線伝送機
能(光信号分岐端末回線に係る加算料)など特別
な理由があるものについて、接続料規則第3条た
だし書きの規定に基づき貸倒損失を費用として接
続料の原価に含めることについて認めてきたこと
である。
また、平成16年6月の接続約款変更におい
て、協定事業者に信用不安が生じた場合等の取
扱いについて一定の措置を講じたところである。
しかしながら、昨今の急激な市場環境の変化
等に鑑みれば、当該措置だけでは十分な対応を
とることができない場合が生じる可能性もあること
から、今後、接続ルールを見直す際に、接続事業
者の経営破綻等に伴うリスクに係る扱いについ
て、改めて検討することが適当である。

<p>す。</p> <p>(日本テレコム)</p> <p>○ NTT東・西殿は、平成16年6月16日付けの情報通信審議会答申を受けて認可された接続約款の変更「接続等の停止・中止等に係る規定の整備」において、「接続事業者が経営破綻等した場合に接続料等を回収できなくなる事例が発生していることから、その場合のリスク低減を図る」ために、いわゆる「債権保全条項」(第三者への債権譲渡等(第53条の2)、接続の停止(第60条)、工事又は手続き等の停止及び中止(第61条の2)、期限の利益喪失(第73条の2)、預託金等(第77条の2等)の規定を接続約款に追加しています。</p> <p>このように、接続事業者の経営破綻に関する必要な措置は既の実施されているとともに、仮にNTT東・西殿において未回収額が発生したとしても、その額を経営破綻とは関係ない事業者に請求することは合理的ではないことから、貸倒額を接続料原価に含めることは認められべきでないと考えます。</p> <p>(ボーダフォン)</p>	<p>再意見9</p> <p>○ ボーダフォン株式会社殿が提出された「接続料と利用者料金との関係の検証を行うべき」という意見に、賛同いたします。</p> <p>(1) 料金水準 今般申請によるNTT東西殿の基本料サービスに相当する「ドライカッパ(タイプ1)」の接続料</p>	<p>考え方9</p> <p>○ 接続料と利用者料金との関係については、これが反競争的でないことを検証するため、毎年度の接続料再計算の際に、NTT東西が大括りでみた単位において結果を公表している。</p> <p>さらに、市場が形成途上であり、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるサービス(具体的にはBフレッツ、フ</p>
<p>意見9 接続料と利用者料金との関係(スタックテスト)の検証結果の公表方法を見直すべき。</p> <p>○ 今回、NTT東・西殿より申請された接続料については、これまで同様、認可にあたり利用者料金との関係についてスタックテストによる検証が行われているものと認識しております。</p> <p>これまでの認可申請時に総務省殿において公表されたスタックテストの検証結果には、品目別の数値などの詳細な情報が含まれておらず、接続事業者等</p>		

においてその検証結果を十分に把握することができない状況にあります。

総務省殿におかれましては、NTT東・西殿の経営上問題ない範囲において、その検証結果について可能な限りの公表を行って頂くなど、検証結果の公表方法の見直しについて検討して頂きますよう改めて要望します。

(ポーターフォン)

と、「加入電話／ダイヤル回線用／住宅用」のお客様料金の水準は下表のとおりで、接続料の値上がりをおのまま放置すれば、来年度には水準が逆転する可能性もあります。

	接続料①	お客様料金②	差分②-①
NTT東日本殿	1,366円(±0円)	1級:1,450円 2級:1,550円 3級:1,700円	84円 184円 334円
NTT西日本殿	1,432円(+64円)	※「@ビリンダ」、「Myビリンダ」適用の割合、上記から100円割引 (1歳用ダイヤル回線は対象外)	18円 118円 268円

※カッコ内は昨年度値の比較

(2) 関係の検証

今般の申請にあたりNTT東西殿は「平成16年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較」についての検証結果を報道発表され、「加入電話・基本料サービス」については、サービス全体で「利用者料金収入」が「接続料金相当」を1,546億円上回っている旨が示されています。

しかしながら、当社はこのような大括りの検証では必ずしも十分ではなく、接続料が適正であるかどうかについて、「IT時代の接続ルールに関する研究会報告書」(平成14年7月23日)の結論を参考に、値上げ要因の一つと目される報酬率の適正性や、小売コストを含めた総費用の検証を級局別に行い、検証結果によっては接続料の引き下げが行われるべきであると考えます。

<参考:「IT時代の接続ルールに関する研究会報告書」(平成14年7月23日)>

同答申には以下の内容が提言されています。

- (1)「接続料をより適正なものとする観点から、利用者料金との関係の検証」が適当であること。
- (2)検証の単位は「具体的には、サービス毎、品目毎、速度別に検証を行う必要」があること。

レッズADSL及びメガデータネット)については、総務省において、品目ごとに営業費を加味した上で検証し、その結果を接続委員会に報告しているところであるが、品目ごとの詳細な検証結果の公表については、設備当たりの収容ユーザ数等企業の営業情報が含まれることから適当ではない。なお、加入電話料金の個々の級局料金については必ずしもコストに基づく料金設定となっていないことを踏まえれば、接続料の適正性を検証するという観点からは、級局別ではなく、基本料全体で検証することが適当である。

(3)小売コストについて、「NTT東日本・西日本が自ら付け加える営業費が不当なものであり、競争事業者が対等に競争することが困難であると判断された場合には、必要に応じて接続料と利用者料金の関係を是正することが必要である」こと。
(4)是正については、「基本的に、接続料を引き下げることが適当と考えられる」こと。
(※以上の引用は報告書P25～P29)

(KDDI)

○ ボーダフォン株式会社殿意見に賛同いたします。
今後、回線数の減少や自己資本利益率の上昇により、接続料の上昇傾向が続くことも考えられますが、そのような中においては、十分な利用者料金と接続料+小売料金の検証(スタックテスト)を行うことが、公正競争を確保する上で重要になるものと考えます。

平成17年12月13日のNTT東西報道発表表においては、「平成16年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較」が公表され、公衆電話を除いて利用者料金が接続料金を上回っている旨が示されております。

しかしながら、このような検証では、小売コストの妥当性や、内部補助の関係を十分に検証することはできません。利用者料金と接続料との関係については、接続料の認可に際し、品目別等さらに細かいサービス区分にて小売コストを含めた総費用によって検証し、検証結果によっては接続料の引き下げを行っていただくことを要望いたします。

(日本テレコム)

○ ユーザ料金と接続料の関係の検証については、従来から実施しており、今回も申請時に結果を公

<p>表しております。当社としては、現在公表している内容で問題はないと考えております。</p> <p>(NTT東日本・NTT西日本)</p>	<p>再意見10</p> <p>○ 作業単金について 当社の施設保全部門においては、経験やスキルの異なる人員の複合的な配置を行っており、作業内容毎に特定の経験やスキルをもつ作業員が作業を実施する業務体制とはなっており、作業内容により給与水準が異なる事実もありません。当社の業務運営の実態に照らし、施設保全部門における一人当たりの平均的な労務費を基礎として現行の作業単金の算定方法は適切であると考</p>	<p>意見10 労務費単金や作業時間について算定方法を見直すべき。</p> <p>○ 労務費の合計額を業務稼働要員数で均等に割ることにより労務費単金を割り出す現行の算定方法は、問題があると考えます。 工事内容は多岐にわたるため、各工事における作業内容に応じてグレード分けを行う事は、新たなシステム開発費などが必要となり、困難なことが予想されます。従って、作業員の持つスキルや技術力に応じたグレード分けを実施し、グレード毎の単金を設定することを提案します。</p> <p>(BBテクノロジー)</p> <p>○ 手続費等の算定時間(工数)の短縮による効率化 自前工事調整等作業費(設計費用・施工結果確認費用)、立会費、相互接続点調査費用、線路設備調査費用、DSL回線線路長等調査費など手続費等については、平成15年度、平成16年度及び平成17年度において、費用算定のもととなる作業時間が同じであり、作業時間の見直しが一切行われおりません。 この期間中において、業務の修練化、接続事業者による申込件数の増加及びそれにもなうシステム化の導入などによって、本来図られることが期待される効率化が実現していないことは、大きな問題と考えます。 したがって、NTT東西の申告にもとづく費用算定方法を変更し、最も効率的な方法による作業時間を</p>
<p>考え方10</p> <p>○ NTT東西の作業単金は、同社の業務運営の実態を踏まえて算定されており、一定の合理性が認められる。 また、作業時間については、新サービスに係るものやシステム化の影響を受けるものなど、大きく変動することが想定されるものについては、妥当性を確保する観点から一定期間経過後に再計測することが望ましい。</p>	<p>・手続費等の算定時間(工数)の短縮による効率化について 作業時間の短縮化のための取組みについては従来より可能な限り対応を図ってきたところであり、ご指摘いただいた手続費につきましても、平成15年度の再計算時以前より継続して作業を実施してきた実績の下に、実態を踏まえた適切な作業時間を設定させていただいていると考えております。 なお、当社といたしましたも、システム化に伴って作業時間の変動が確認される等の環境変化があった場合には、作業時間の見直しを今後とも実施させていただき考えであり、現在認可申請中の番号ポータルディレクティブ申込受付システムの導入に伴い、「ルーティング番号登録工事費」「ルーティング番号等削除工事費」について、作業時間の見直し</p>	<p>したがって、NTT東西においては、新サービスに係る手続費等やシステム化の影響を受ける手続費等の作業時間について適時再計測し、その結果を総務省に報告するとともに、見直しが必要であると認められる場合には、その結果を毎年度の接続料再計算に反映させることが適当である。</p>

設定して単金化を行うなどNTT東西の効率化インセンティブを促進させる算定方法を導入すべきと考えます。

＜参考：主な費用の作業時間ー平成15年度算定以来同じー＞（単位：時間）

	NTT 東日本	NTT 西日本
◆相互接続点調査費/線路設備調査費		
POI調査費用	1,503	1,540
データファイバ	0,125	0,150
線路設備調査費	0,358	0,410

◆自前工事調整等作業費

	NTT 東日本	NTT 西日本
設計費用		
ラック設置の場合	8,092	8,215
電カ・フロッグ等の設備2種類以上	5,572	5,587
電カ・フロッグ等の設備1種類	4,027	3,208
ラック設置の場合	1,450	1,495
施行結果確認費用		
電カ・フロッグ等の設備2種類以上	1,373	1,432
電カ・フロッグ等の設備1種類	1,125	1,178

◆立会費

	NTT 東日本	NTT 西日本
機器搬入	1,855	1,693
つなぎ込み (電線つなぎ込みも含む)	1,888	1,647
屋内光ケーブル	1,403	1,290

(イー・アクセス)

意見11 NTT東西の効率化努力について評価・検証すべき。

○ 自己資本利益率においては、来年度以降も上昇が想定されますが、NTT東西の効率化が十分に進んでいるか、またそれがレートベースに反映されるかなどについて検証を行うことが必要になると考えます。

(イー・アクセス)

○ 公衆電話機能以外にも、端末回線伝送機能、通信

を実施する予定です。

(NTT東日本)

○ 手続費等の算定時間(工数)の短縮による効率化について

作業時間の短縮化のための取組みについては従来より可能な限り対応を図ってきましたところであり、ご指摘いただいた手続費につきましても、平成15年度の再計算時以前より継続して作業を実施してきた実績の下に、実態を踏まえた適切な作業時間を設定させていただいていると考えております。

なお、当社といたしましても、システム化に伴って作業時間の変動が確認される等の環境変化があった場合には、作業時間の見直しを今後とも実施させていただく考えであり、現に「ルーティング番号登録工事費」「ルーティング番号等削除工事費」について、番号ポータビリティ申込受付システムの見直しに伴う作業時間の短縮を反映した見直しを既に申請させていただいております。

(NTT西日本)

再意見11

○ イー・アクセス株式会社、ポータフォン株式会社、BBテックノロジー株式会社社意見に賛同いたします。

NTT東西殿の実際費用方式の接続料の動向は、その水準が上昇傾向にある現状においては、接続事業者の事業計画にも大きな影響を与えうるものですが、接続事業者はその結果のみを通知される立場に過ぎません。また、NTT東西殿に非効

考え方11

○ NTT東西においては今後とも一層の効率化を図るべきではあるが、NTT東西の再意見にあるとおり、NTT東西により行われた効率化については接続料に反映されている。

なお、接続料の変動やNTT東西間の格差の要因については、従来よりパブリックコメント等を通じて検証を行っているところである。

路設定伝送機能、回線管理運営費などの接続料において、過去の接続料改定時よりも、より広い範囲で値上げの申請が行われており、全般的に接続料が値上げ傾向になりつつある点が懸念されます。こうした傾向が今後の接続料の改定においても、なし崩し的に継続されることは望ましくなく、総務省殿におかれましては、NTT東・西殿によるコスト削減に向けた更なる努力を促進させるために、NTT東・西殿の接続料の値上げやNTT東・西殿の間の格差の要因について十分に検証し、その結果について公表を行うなど、コスト削減に向けたNTT東・西殿の間のロードステイック競争をさらに機能させるための取り組みを推進して頂きたいと考えます。

(ボーダフォン)

○ NTT東西の効率化に向けた努力による効果を評価するための審査を実施することを提案します。

NTT東西には、これまで様々な効率化を図っていたりしていますが、効率化が適切に行われているかどうかの検証は行われていません。

例えば、NTT東西の示す作業単金(労務費単金)が適切な料金であるかどうかを客観的に比較する材料はありません。なぜなら、NTT東西以外の電気通信事業者は、費用面、運用面等を考慮すると、全ての工事をNTT東西と同様のスキームや条件で実施すること自体が大変困難なためです。

従って、効率化の推進については、NTT東西の努力のみに任せられているのが現状です。

そこで、情報通信審議会もしくは総務省において、NTT東西の効率化による効果を評価するための審査の実施を希望します。加えて、NTT東西には、これまで以上に作業の効率化に努めていただく事を強く要望します。

率が存在したとしても、それを接続事業者が立証することは非常に困難です。

したがって、情報通信審議会もしくは総務省殿におかれましては、接続料認可に際し、NTT東西殿の効率化が十分に進んでいるのか、更なる検証を行っていただくよう要望いたします。

(日本テレコム)

○ ボーダフォン株式会社殿、BBテクノロジー株式会社殿が提出された「コスト削減の促進に向けた取り組みを促進すべき」という意見に、賛同いたします。

NTT殿は平成16年11月10日に発表された「NTTグループ中期経営戦略」で固定通信事業について、平成22年までに8,000億円のコスト削減を目指す旨を発表されています。その一方、同年に情報通信審議会で行われた「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」の答申に係る、基本料と施設設置負担金に関する検討の中で、NTT東西殿は「固定電話網の老朽化に伴い維持コストが増加する可能性がある」と指摘されており、接続事業者には「実際費用接続料の動向が判然としない状況にあります」。

透明性が最大の特徴の一つである長期増分費用方式に基づく接続料については、同答申の検討の中で議論が尽くされ、NTT東西殿と接続事業者の双方が少なくとも3年間程度の費用水準について認識を一つにし、それぞれの事業計画、ひいてはお客様料金への適切な反映が可能になったものと考えます。

NTT東西殿の実際費用について、他事業者は実態として、その結果のみを通知される立場に過ぎません。電気通信事業を取り巻く環境が本格的

(BBテクノロジー)

なIP化時代の到来に向けて大きく変化しつつある現在の状況を勘案し、情報の非対称性の解消・軽減に向けた検討を行われることを総務省殿に要望いたします。例えば、NTT東西殿が接続料申請に合わせ、自らが情報を持たない来年度以降の接続料水準動向について、一定程度の予測を報告・公開することも有益であると考えます。

(KDDI)

○ BBテクノロジー株式会社殿の意見に賛同致します。

NTT東・西殿の効率化に向けた努力による結果を評価するための審査を実施することは、NTT東・西殿の効率化を促進させる上で、有効であると考えます。この審査結果に基づき、NTT東・西殿に対し、必要な効率化措置を促すことにより、さらに効率的な接続料の設定が可能になるものと考えます。

(ボーダフォン)

○ 作業単金だけでなく、平成15年度より作業時間が見直されていない現状を考慮してみても、たとえば、コロケ業務支援システムの導入等が効率化にどの程度影響を与えているかなど、支店単位で具体的に検証すべきだと考えます。なお、NTT東西の効率化に寄与する取組に対しては、事業者としても協力していきたいと考えます。

また、その他に効率化の進展についてチェックを行う必要がある項目として、コロケーション費用の単価算出に使用される取付費比率があります。取付費比率については、総体的に上昇傾向にあり、コロケーション費用の値上り要因になっている

と考えられ、適正性について検証いただくよう要望
します。

あわせて、NTT東西の算定根拠中の“物品費
/1 工事あたり”及び“直接工事費/1 工事あたり”
は殆どの項目で減少していますが、接続事業者が
負担するコロケーション費用は上昇傾向にあるた
め、単価算出方法に改善すべき点がないかにつ
いても検証をおこなう必要があると考えます。

(イー・アクセス)

○ 効率化努力に関する評価について

当社においては、効率化に向けた種々の取組
みを行っているところであり、ご指摘の作業単金に
についても、経営改善施策によるコスト削減効果を
織り込んで算定を行っていることから、当社の効
率化の結果を反映した適切な料金であると考え
おります。

・コスト削減の促進に向けた取り組みについて

今回申請した接続料については、接続料規則
に従い前年度のコスト及び需要をもとに適正に算
定しており、問題はないと考えます。

当社としては、今後も効率的な業務運営等に努
めてまいります。

・自己資本利益率について

当社はこれまで投資の効率化等に取り組んでき
たところであり、それらの結果が接続料算定で用
いるレートベースに反映されております。

(NTT東日本・NTT西日本)

意見12 光配線区域情報調査費の適用について見直すべき。

○ 光配線区域の住所情報については、当初弊社をはじめ各接続事業者から「* * * 丁目 * * * 番地 * * * 号」までの基本的な住所情報の開示を強く要望しておりました。しかし、NTT東西は一貫して「個人情報保護の観点から問題となる恐れがある」とのご見解を示され、結果「* * * 丁目 * * * 番地」までの情報開示しかなされておりました。

接続事業者としては、お客様の光ファイバサービスに対するご要望やブロードバンドサービス展開におけるスピード性に鑑み、やむを得ず「* * * 丁目 * * * 番地」までの住所情報の提供を受けておりましたが、シェアドアクセスという接続サービスの料金体系として、同一局外スプリッタに收容される回線数が多くなれば実質的な接続料金の低廉化を図ることができるといった接続条件が設定されながら、事業者としてその料金体系に則り合理的に接続料金の低廉化を図るべく努力をするのに必要な情報、すなわち同一局外スプリッタの收容範囲たる光配線区域の詳細を示す「* * * 丁目 * * * 番地 * * * 号」までの住所情報が提供されなかったため、当該接続サービスの利用を合理的に進めることができなかつたというのがこれまでの状況であり、当該接続サービスによる光ファイバサービスの競争促進、ひいては光ファイバサービスの普及促進を阻む要因となつていたことは否めません。

このことは、NTT東西が、シェアドアクセスという接続サービスの料金体系、接続条件に照らして必要となる適正な情報の提供を行わなかつたことに起因するものです。

なお、弊社の試算によれば、「* * * 丁目 * * * 番地」までの住所情報においては收容される光配線区域を特定することが出来ない地域の約8割は、「* * * 丁

再意見12

○ 日本テレコム株式会社が提出された、光配線区域情報調査費に係る意見に、賛同いたします。

(1) 遡及時期

今回の料金改定案の本費用の上昇の根拠は、接続料金改定等の接続約款認可申請に関するNTT東西殿の説明会において、ご説明があつた通り「* * * 丁目 * * * 番地 * * * 号」までの情報を追加することによるデータ量の増加に伴うものと理解しております。

しかし、接続事業者に実際に提供された情報は、追加前の「* * * 丁目 * * * 番地」までの情報であるため、本料金を過去の調査に遡って適用する場合には、これまで調査を行ったビルについては、「* * * 丁目 * * * 番地 * * * 号」までの情報を追加提供すべきと考えます。

(2) 算定根拠の開示

日本テレコム株式会社がご指摘されているとおり、算定方法や算入原価の変更が行われた場合には、その旨と算定に係る詳細情報を開示することが接続料の透明性を向上させるものと考えます。

(KDDI)

○ 弊社が先の意見書で申し述べました光配線区域の情報提供に係る問題は、シェアドアクセスという接続サービスをNTT東西が提供する上で接続事業者にとって必要となる情報をNTT東西が提供しなかつたことに端を発しています。

接続事業者にとつて、当該接続サービスを利用したビジネスが成り立ちうるためには主端末回線

考え方12

○ 「* * * 丁目 * * * 番地 * * * 号」までの住所情報を開示することについては、総務省から個人情報保護の観点から問題ないとの回答があつたことを受けて行われたものであることから、それまでの間NTT東西が「* * * 丁目 * * * 番地」までの開示に留めていたことは、不適切とはいえない。

したがって、本件手続費については、NTT東西が実際に要した費用に基づき設定することが適当である。

しかしながら、本手続をNTT東西の利用部門が利用しないことが、再意見において指摘されたようにNTT東西の指定電気通信設備管理部門が同設備の利用部門と同一の事業体であることに起因しているのであれば、接続事業者とNTT東西の利用部門との間の同等性確保の観点から問題となり得ることから、今後、接続ルールを見直す際に、接続事業者とNTT東西の利用部門との間の同等性の確保について改めて検証することが適当である。

目 ** 番地 ** 号」までの住所情報の提供により、収容される光配線区域を特定できるようになるものと推計しております。

当該接続サービス料金の料体系に照らして必要となる適正な情報提供が受けられなかったことの影響もさることながら、不適正な情報の提供を受けた地域について、再度、適正な情報の提供をいただく場合において、今回、再算定される費用を再度支払わなければならぬとすれば、公正競争条件の整備という観点から納得出来ません。

今般、弊社の約1年に渡る働きかけにより、光配線区域の住所情報について「** 丁目 ** 番地 ** 号」の情報個人情報にあたらぬ、との整理が行われ、その後NTT東西においても検討をしていたが、今般は「** 丁目 ** 番地 ** 号」までの情報開示がなされることとなりました。このことは、弊社としても歓迎すべきことではありませんが、既に「** 丁目 ** 番地」までの情報提供を受けていた光配線区域の情報について、再度「** 丁目 ** 番地 ** 号」までの詳細情報を求める場合には、同じ光配線区域に対し再度調査費を払うこととなります。

従って、これまでの経緯を踏まえ、既に提供を受けている光配線区域の情報について、今後再度「** 丁目 ** 番地 ** 号」までの詳細な情報提供を受ける場合には、今回NTT東西より申請中の平成17年度の調査費(東日本:9,538 円、西日本:9,497 円)とこれまでの平成16年度の調査費(東日本:7,557 円、西日本:6,461 円)の差額分のみ遡及精算すべきと考えます。

なお、今回の料金改定案の本費用の上昇の根拠は、接続料金改定等の接続約款認可申請に関する説明会(平成17年12月27日開催)において、NTT東西よりご説明があった通り「** 丁目 ** 番地 *

を一定以上の分岐端末回線でシェアすること(光配線区域内の収容率を一定以上にすること)が必要であり、そのために光配線区域の情報は必須の情報です。

一方、NTT東西の利用部門は当該情報を利用されていないとのこととす。

これは、ひとえにNTT東西の利用部門がNTT東西の管理部門と同一の事業体であるがために主端末回線を効率的に利用するというインセンティブがないということに起因する問題ではないかと考えます。

NTT東西の管理部門と別個の事業体であれば利用することが必須の手続をNTT東西の利用部門が利用しないことは、コスト面で同等性が損なわれるのみならず、当該手続の円滑な導入という面においても、公正な競争条件を確保するという観点から大きな阻害要因となり得ます。(一般的に、自らも利用するのであれば、積極的に費用対効果を上げるインセンティブが生じますが、自ら利用しないのであれば対応が消極的になりがちです。)

したがって、弊社としては、仮にNTT東西の利用部門が利用していない手続であっても、NTT東西の管理部門と別個の事業体であれば必須と考えられる手続に関する費用については、NTT東西の利用部門を含めた接続事業者が等しく負担するよう仕組みに変えていただくよう要望いたします。

(日本テレコム)

○ 従来の「** 丁目 ** 番地」レベルでの情報提供については、他事業者様とも事前に協議を行い、サンプルデータもお渡しした上で、両社合意の

*号」までの情報を追加することによるデータ量の増加に伴うものと理解しております。仮にその他の費用が加味されている場合には、算定根拠としてその詳細情報を開示していただくことを要望いたします。

(日本テレコム)

もと実施したものと認識しております。また、今後、新たに「**丁目**番地**号」レベルまでの情報を提供するにあたっては、あらかじめ開示用データを作成し直す必要があり、過去に作成した開示データの活用はできません。したがって、「**丁目**番地**号」レベルまでの情報の作成に要する費用についても、その全額を、情報提供を要望される事業者様に負担していただくものと考えております。

また、本手続費については、「**丁目**番地**号」レベルまでの情報提供に要する費用をあらかじめ把握して算定した適正な料金であり、その算定根拠についても事業者様向け説明会の場等で提示させていただいているところです。

なお、今回認可申請させていただいた「**丁目**番地**号」レベルまでの情報提供に係る手続費についても、「**丁目**番地」レベルでの情報提供に係る手続費と同様に、情報提供ボリュームを予測して算定した料金であることから、年度末において当該年度に情報提供したビル数とそのビルに係る情報の開示に実際に要した費用をもとに再算定を行い、精算させていただく考えです。

(NTT東日本・NTT西日本)

意見13 料金回収手続費について、算定方法の抜本的見直しに関する検討を開始すべき。

○料金回収手続費については、今回の申請において低価格化の方向で申請がなされていることについて評価します。但し、現行の算定方法では今後の低価格化にも自ずと限界があるものと考えられ、NTT東・西殿が接続事業者の料金を回収することにより追加的に発生する増分費用に基づく算定などへの移行を含む当該手続費の算定方法の抜本的見直しに関する検

再意見13

○当社が接続事業者様の料金を請求・回収するた

めには、自らの料金を請求・回収する場合と同様、通話毎のデータ蓄積・料金計算、請求金額の確定、請求・収納・回収といった一連の業務が必須となりますが、これらに係るコストについて、当社請求書により料金請求等を行う事業者様(当社を含む)に、通信回数や請求内訳項目数等、各業

考え方13

○NTT東西が接続事業者の利用者利用金を請求するためには、自社の利用者料金を請求する場合と同様、通話ごとのデータ蓄積、料金計算、請求金額確定、請求・収納・問合せ・回収といった業務が発生する。

これらの業務に係る接続事業者の負担する費用について、対象事業者ごとの通話回数や手続

<p>討を開始して頂くことを希望します。</p> <p>(ボーダフォン)</p>	<p>務ごとに最も適切な帰納物数に応じてご負担いただく現在の算定方法は適当なものと考えております。</p> <p>(NTT東日本・NTT西日本)</p>	<p>内訳項目数等に応じて案分して計算することは合理的な方法と考えられる。</p>
<p>意見14 GC局の कोरोケーション単価を早期提示するとともに、その単価を接続料認可対象とすべき。</p> <p>○ 単価提示の前倒し等について 本案件については、昨年度の意見書でも申し述べましたが、接続約款申請の土地・通信用建物の料金及び各係数だけでは कोरोケーション費用の把握が不可能なため、接続約款の申請と同タイミングで全対象GCピルの कोरोケーション単価を明らかにしたうえで、他の接続料金と認可申請時の扱いを同等とし、 कोरोケーション単価自体を認可対象としていただくことを強く要望します。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>再意見14</p> <p>○ कोरोケーション費用のピル毎の単価につきまして、他事業者様からのご要望を踏まえ、従来より可能な限り早期に提示させていただいているところであり、今年度につきましても、東京、大阪エリアの कोरोケーション単価を、現在認可申請中の比率を用いて算定し、既に提示させていただいたところです。</p> <p>接続約款変更の申請と同時に、他事業者様に対して全対象GCピルの कोरोケーション単価を提示するご要望については、申請を行う諸比率等の確定後から申請までという短期間に高い精度が求められる算定作業を大量に行う必要があることから、対象エリアは限定せざるを得ないものの、現状において可能な限り対応させていただいていることをご理解願います。</p> <p>また、次年度以降におきましても、ご要望を踏まえ、認可前に कोरोケーション単価を提示する対象エリアを更に拡大することができるよう、実現に向けた検討を実施する考えです。</p> <p>(NTT東日本・NTT西日本)</p>	<p>考え方14</p> <p>○ 電源設備等に係る कोरोケーション費用の単価については、局舎ごと、設備の種類ごと、使用開始年度ごとに細かく設定されていることから、接続約款にはその算定式及び使用諸比率のみを規定し、これを認可しているもの。</p> <p>これにより当該単価の適正性は確保されており、また、NTT東西から接続事業者に対して当該単価を含む必要な情報の提供はなされていることから、当該単価自体を認可対象とする必要性は高くない。</p> <p>しかしながら、接続料の改定に当たり、当該単価は接続事業者が意見を述べるために重要な情報であることから、NTT東西においては、可能な限り早期に提供することが適当である。</p>

<p>意見15 電気料金の算定方法の提案について柔軟に対応すべき。</p> <p>○ 電気料金の算定について コロケーション費用の1構成項目である電気料金は、電力会社のタリフをもとに算定された単価にもとづき課金されていますが、必ずしも接続事業者が利用した電力量見合いの算定となっておりません。 それを解消する手段として、接続事業者による積算電力計の方法が認められています。現行の方法は現実的ではないケースが多いため、使用電力数の把握については、NTT東西と接続事業者間で確認できる方法であれば柔軟に対応される必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>再意見15</p> <p>○ 本意見は、申請内容に直接関係するものではないと考えます。 なお、現行の他事業者様にご負担いただく電気料金につきましては、装置の仕様に準じて、他事業者様からお申込みいただいた電力量を基に算定しており、適切であると考えておりますが、当社といたしましたも、客観的に他事業者様が実際に利用された電力量を確認できることを前提とした上で、当該電力量に基づき電気料をご負担いただくことは、コロケーションに係る費用の算定手法の考え方の一つであると認識しております。</p> <p>(NTT東日本・NTT西日本)</p>	<p>考え方15</p> <p>○ 電気料金について新たな算定方法が接続事業者から提案されれば、NTT東西はこれを検討し、必要に応じて算定方法を見直すことが適当である。</p>
<p>意見16 長期間利用している電力等設備使用料については、その点を考慮した算定方法とすべき。</p> <p>○ 長期間利用に対する考慮について GCコロケーションにおける共用電力等設備使用料については、再調達価格にもとづく単価算定により費用の低廉化に寄与しているところではありますが、一方で長期間にわたって設置している設備に対しても同一の算定方式が使用されているため長期間利用の場合を考慮することが適切と考え、一定期間(例として3年)を経過した設置設備の単価算定については、自己資本利益率にリスクフリーレートを適用するなどの措置を導入すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>再意見16</p> <p>○ コロケーションに係る設備使用料は、当社が要した費用を利用期間に応じてご負担頂いており、長期利用することを理由として設備使用料を減免することは、当該費用を回収出来なくなるとおそれがあるため適切ではないと考えしております。仮に、実施するとした場合には、減免分の費用を利用開始時にご負担いただく等、事前に費用を回収することを前提とした算定方法に変更する必要があります。 なお、コストの算定方法として「自己資本利益率へのリスクフリーレート適用」を例示いただいておりますが、ご要望された機能のご利用期間の如何に係わらず費用を適切にご負担いただく網改造料とは異なり、他事業者様自らの意思で利用期間及びご負担いただく費用を決定できるコロケーションの設備使用料については、当社が要した費用を回</p>	<p>考え方16</p> <p>○ NTT東西の再意見にあるとおり、コロケーションの設備使用料については、接続事業者が設備の未利用期間に係るコストまで負担するものはないことから、自己資本利益率にリスクフリーレートを適用することは適当ではない。</p>

<p>収でないおそれがあるため、現行の算定方法は合理性があるものと考えております。</p> <p>(NTT東日本・NTT西日本)</p> <p>再意見17</p>	<p>再意見17</p> <p>○ 実績原価方式により算定される接続料等においては、基本的にNTT東西が要した費用については資本報酬も含め回収できる仕組みとなっていることから、NTT東西が一方的にリスクを負うことにはならない。</p>
<p>意見17 その他</p> <p>○ 1 通信用建物・土地算定根拠などについて 本件変更案については、NTT側への接続に対し接続事業者への一定の配慮を行ったものと推測しますが、この算定根拠には現状維持としてのインフラを想定した根拠であると考えられます。 しかし、社会的には権利意識や環境対策など新たな対応について、事業者に求める流れが一般的になっており、それらについては一部相当数の訴訟にまで発展しています。 これらについては、施設した事業者がその技術開発を行い、社会還元する必要あり、これらについて単純接続事業者への相応の負担を求めなければ、施設維持を行う事業者が一方的なリスクを負う形となり、その影響は結果として施設の直接または間接的に利害関係となる土地権利者ならびに周辺住民へ影響を及ぼす事となります。 これらの事を考慮し、根拠となる金額に環境対策など将来技術への一定の加算を行うよう見直しを強く求めます。 具体例を示しますと、現状の電柱共架等によるインフラから地下埋設への移行は社会の価値向上に大きく繋がりますが、工事費用や保守費用が大きな負担となるため、実現されている箇所が非常に少ない現状があります。 これらを費用面など第三者を理由とする着回避の口実とならぬよう、行政としての十分な配慮が必要であると考えます。</p> <p>(匿名・個人)</p>	<p>—</p>